

## 令和7年度 第2回 青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時：令和7年10月20日（月）10：00～12：00  
場 所：ウェディングプラザアラスカ  
3階「エメラルド」

（司会）

それでは、ただ今から「令和7年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会いたします。

開会にあたりまして、総合政策部長の後村より御挨拶を申し上げます。

（後村総合政策部長）

本日は、御多忙の中、第2回公共事業再評価等審議委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、6月に開催した第1回委員会では、委員の皆様には、限られた時間の中で、14事業について御審議いただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

さて、この夏は、線状降水帯の頻発をはじめ異常気象の影響により全国規模で大雨被害が発生しました。本県でも、7月上旬に発生した局地的大雨により、津軽地域に土砂災害警戒情報が発令され、外ヶ浜町では農道が冠水したほか、むつ市において倒木による交通規制を実施するなどの被害もありました。

こうした自然災害への備えはもちろんのこと、防災だけでなく青森県の交流人口の拡大や快適な生活環境の構築、県内各地域の更なる発展のためにも、県民の皆様のご理解をいただきながら、今後も着実に公共事業を実施し、社会資本の整備を推進していくことが必要と考えております。

本日は長時間の会議になりますが、公共事業の実施過程における客観性、透明性の向上及び効率的執行の確保に向けて御審議いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

（司会）

本委員会の会議は、青森県公共事業再評価等審議会委員会運営要領第1第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は、10名中8名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しますことを御報告いたします。

それでは、ここからは、大橋委員長、議事の進行をよろしく願いいたします。

(大橋委員長)

委員長の皆様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、議事に入る前に何点か確認をさせていただきます。

まず、本委員会の基本的な事項についてです。

会議は委員会運営要領第3に基づき公開といたします。

審議内容は資料と共に事務局の総合政策課で公表・縦覧いたします。

議事録の公表にあたりましては、各委員の皆様の了解を得て行うことといたします。

そして、委員会終了後の報道機関等の取材対応は、委員長に御一任くださいますようお願いいたします。

以上、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

次に委員会の年間スケジュールについて確認いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局より、今年度の委員会での検討状況及び今後のスケジュールについて御説明いたします。

R7年間スケジュールの資料を御覧ください。

今年度の第1回委員会を6月13日に開催し、県の対応方針案についての御審議、現地調査の可否等についての御検討と委員会意見の決定までを行ったところです。

本日は、第2回の委員会であり、再評価に関する意見の取りまとめ、昨年度選定した事後評価事業に関する御審議及び意見の取りまとめ、令和8年度事後評価対象事業の選定をお願いしたいと考えております。

再評価及び事後評価に係る意見書につきましては、11月17日に大橋委員長及び高瀬委員長職務代理者から知事へ御提出していただくこととしております。

以上で説明を終わります。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様から御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、このスケジュールにより進めていくことといたします。

続きまして、本日の審議の進め方を確認いたします。

本日の議事は、次第のとおり4項目となります。

- (1) 再評価に関する意見書取りまとめ
- (2) 事後評価結果の説明及び審議

(3) 事後評価に関する意見書取りまとめ

(4) 令和8年度事後評価対象事業の選定

になります。

議事(1)再評価に関する意見書取りまとめにつきましては、先般開催いたしました第1回委員会において、委員会意見は全14事業について県の対応方針案どおりとし、11事業については継続、3事業について計画変更とし、また、附帯意見はなしとすることで議決していますので、これを踏まえた再評価に関する意見書の取りまとめを行ってまいります。

続きまして、議事の(2)事後評価結果の説明及び審議を行ってまいります。

事後評価は、事業完了後5年経過したものについて、事業効果や環境への影響などを確認して、必要に応じて改善措置の検討を行い、今後の同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映させていくものとなっております。

昨年度の当委員会において選定いたしました3事業について、担当課から評価結果について御説明いただき、その後、評価結果の妥当性について審議をしてまいります。

その後、議事(3)事後評価に関する意見書取りまとめでは、県が行った事後評価の結果について、委員会としてどのように考えるかを整理して、再評価と同様、知事に提出する意見書の取りまとめを行います。

最後に議事(4)令和8年度事後評価対象事業の選定を行います。

それでは、議事(1)再評価に関する意見書取りまとめに入ります。

再評価に関する意見書取りまとめに先立ちまして、事務局から費用便益分析マニュアルの訂正について、報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、費用便益分析マニュアルの訂正について御説明いたします。

こちらは、令和7年8月29日付けで、国土交通省からマニュアル内の車種別の時間価値原単位等の一部の数値を修正したとの通知がありました。

これに伴い、令和7年度再評価事業の7事業が該当となりまして、県土整備部から資料3、費用便益比の再計算を行った再評価調書、7事業につきまして、提出がございました。

それに加えまして、費用便益分析マニュアルの訂正についての報告書が提出されました。

委員の皆様には、これらの資料を事前にお送りし御覧いただきましたが、事前質問はいただいております。

以上で説明を終わります。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

マニュアル改訂における修正は軽微なものかと考えてございますけれども、委員の皆様から御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、青森県公共事業再評価に関する意見書を御覧ください。

1枚目が意見書の表紙となります。

2枚目が目次

3枚目が今年度審議した14事業に対する委員会意見の一覧となっております。

最後に委員名簿と今年度の審議経過を記載しています。

3枚目の委員会意見を御覧ください。

先ほど、申し上げましたとおり、委員会の意見については、第1回委員会において、全14事業について、県の対応方針案どおりとし、11事業について継続、3事業について変更として議決していました。

また、各事業における附帯意見はありませんでしたが、そのとおりでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、原案のとおり、再評価に関する意見書を決定したいと思います。

後日、委員の皆様へ最終形の意見書をお送りし、確認いただいた上で、私と高瀬委員から知事へ意見書を提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、(2)事後評価結果の説明及び審議を行います。

審議に入る前に事務局から事後評価全般についての説明をお願いいたします。

(事務局)

事後評価は、事業完了後5年目の事業を対象として、事業の効果、環境への影響等を確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画、調査のあり方や事業評価書の見直し等に反映するために実施するものです。

事後評価については、従来の費用対効果分析だけではなく、費用ではなく、むしろ期待された便益が得られたか、金銭価値化できないものを含め、総合的にどのように評価していくかが重要であるとの御意見をいただいております。次に申し上げる事項について留意した上で事後評価調書を作成しております。

まず、公共事業評価の実施時期における事業費の増減理由など、よく御質問、御意見をいただく項目については、調書中の特記事項に記載することとしております。

また、事業効果の発現状況については、金銭価値化できない効果、事業目的の達成度を積極的に取り上げ、総合的な評価の検討に資するようにしております。

更に事後評価箇所状況写真については、関連する記載項目の欄の中で掲載し、記載内容をより分かりやすくするようにしております。

最後に次年度以降、同種事業の評価の際に参考となるようなコメントを記載するなどしております。

以上のような観点から調書を作成しておりますが、本日の事後評価の審議において、更なる改善の必要性に関する御意見があった際には、来年度の調書作成作業の参考とさせていただきます。

ただきたいと考えておりますので、御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。  
以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

それでは、昨年度の委員会で選定した3件の事業について、担当課から評価結果の説明をしていただいた後にその評価結果の妥当性等についての審議を行います。

質疑応答は、事業ごとに行います。

なお、事前に各委員からいただいた御質問については、担当課からの説明時にお答えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、個別事業の説明について、農村整備課からお願いいたします。

(農村整備課)

農村整備課の葛西と申します。

私の方からは、整理番号R7-1について説明します。

はじめに、事業概要について説明します。

八戸市及び五戸町で実施した農業水利施設魚道整備促進事業 五戸川地区です。

管理主体は、各頭首工の所有者になる土地改良区が管理者となっています。

事業の背景・必要性については、対象の頭首工が昭和35年から平成3年にかけて造成、改修されてものであり、魚道が整備されていないため、頭首工の段差が魚群の遡上を妨げている状況にありました。

このことから、生息魚類に適した魚道を整備して河川環境と生態系の保全を図るものです。

主な事業内容は、2ページに概要図がありますが、魚道工6か所を整備するものです。

続きまして、3ページ、事業計画です。

当初計画時は、事業期間は平成22年度から平成27年度まで。総事業費は4億8,400万円でしたが、最終実績では、事業期間は令和2年度まで、総事業費が8億7,900万円となっております。

計画変更の内容としては、学識経験者を交えた魚道検討委員会において、魚道形式及び勾配等が変更になったこと。また、河川協議により魚道の位置の変更及び護岸工等の追加による事業費の増であります。

続きまして、4ページ、事業完了後の状況です。

まず、事業効果の発現状況については、金銭価値化が可能な効果はなく、その他の効果として、魚道の効果検証のための生態系調査や遡上調査を実施しており、頭首工の上下流で確認された魚種の半数について、魚道からの遡上が確認されております。

また、アンケート調査を代表的な魚道3か所周辺に住む地域住民や関係団体を対象に行

っております。

その中で事業の必要度については、「必要であった」及び「おおむね必要であった」という回答が70%となり、事業の必要性を確認できる結果となっております。

続きまして、5ページ、発生土についてです。

事業目的が「達成された」及び「おおむね達成された」という回答が51%であり「達成されていない」及び「あまり達成されていない」と回答した5%を上回っている結果となっております。その達成された理由として、「魚が遡上しているのを見た」などの意見をいただいております。

続いて、6ページ、施設の管理状況についてです。

魚道の管理は「適切」及び「おおむね適切」という回答が49%であり、管理が「適切でない」及び「あまり適切でない」と回答した2%を上回っている結果となっております。

続いて、7ページ、事業実施による環境の変化についてです。

アンケート調査の結果では、河川環境の状況が「良くなった」及び「やや良くなった」という回答が39%であり、良くなった理由としては「景観が綺麗になった」などの意見をいただいております。

続いて、8ページ、まとめです。

まず、改善措置の必要性については、アンケート調査では、工事が完成した施設について「改善点がある」という回答が5%でありまして、その理由としましては、「転落等への対策が不十分」といった意見がありました。

再度の事後評価の必要性につきましては、事業効果の発現状況にあるとおり、事業目的は概ね達成されたと判断し、必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点につきましては、同種事業の計画・調査のあり方として、魚道整備による効果が発現されており、これまで同様に事業計画を策定することで考えています。

また、事後評価手法の見直しとして、アンケート調査は郵送で行いましたが、回収率が低い結果となったことから、郵送ではなく説明会の開催やアンケートに代えて関係者ヒアリングとするなどの方法も検討する必要があると考えています。

同種事業の内容、手法等のあり方としては、魚道施設の認知度が低かったことから、魚道の目的や効果をPRしながら事業を進める必要があると考えています。

ここで、事前に3名の委員から質問をいただいておりますので、それについてお答えします。

まず、鈴木委員からの質問が2点あります。

1点目の質問は、魚道整備区間で内水面漁業を営まれている方はいますか。という質問です。

それについて確認した結果、魚道整備区間含め五戸川においては、内水面漁業を営んでいる組合等はないことを確認しております。

2点目の質問は、5ページの事業効果の発現状況のアンケートの回答において、魚がどの

ぐらい戻ってきているのかデータが示されていないので判断できない。という重要な指摘があります。県あるいは管理者は、生息魚類の調査を行う予定はありますか。という質問です。

これにつきましては、県では、魚道の効果検証として、魚道設置前と設置後に生態系調査を実施しており、新たに11種について上流側への生息域の拡大が見られたほか、6地点の魚道で24種のうち13種が遡上している状況を確認しております。

今回のアンケート調査では、回答者への配慮が足りず、生態系調査結果を添付していませんでした。今後は、生態系調査結果を示すなどして、魚道整備の目的や効果をPRしながら事業を進めていきたいと考えています。

続きまして、南委員からの質問が2点あります。

1点目の質問は、3ページの総事業費が約4億円増となっており、特記事項に魚道形式の変更と護岸工の追加等が事業費増の要因と記載されていますが、それぞれの内訳はどのようなになっていますか。という質問です。

総事業費が4億円増となった内訳については、魚道検討委員会の助言に基づく魚道形式等の変更による増が2億4,800万円。労務費や資材価格の高騰などによる増が5,400万円。魚類調査の追加による増が4,800万円。護岸工の追加による増が1,600万円。その他、安全柵の追加などによる増が2,900万円という内訳になっております。

2点目の質問は、資料8ページの今後に向けた留意点の末尾に「魚道の目的や効果をPRしながら事業を進める必要がある」と記載されていますが、具体的にどのようなPRを考えていますか。という質問です。

これについては、地元活動組織が開催する稚魚放流イベントや関係改良区が主催する会議において、県が魚道整備の内容や魚の遡上効果を説明するとともに、地域住民へチラシの配布を行うことを検討していきたいと考えております。

続きまして、森（洋）委員からの質問です。

1点目の質問は、一般的な土木構造物の中でも魚道施設は、地域住民にそれ程馴染み深い施設でないため、事業効果等を判断するには必要な情報や知識を持ち合わせていないケースが多い。そのため、地域住民と関係者を分けて整理した場合での検討も実施してはどうか。という質問です。

これにつきましては、今回のアンケート調査は、地域住民が155者、関係団体が8団体で、そのうち回答者は、地域住民が56者、関係団体は7団体という結果でした。

関係団体の対象者及び回答者が少数であるため、今回は区分せずに整理しましたが、地域住民と関係団体は性質が異なるため、今後は区分して整理したいと考えております。

参考までに、地域住民と関係団体を区分して整理した資料も追加で添付しております。

その中で「必要度」「達成度」については、「どちらでもない」「分からない」と回答した関係団体が半数を超えていたため、その理由を改めて確認したところ、必要度については、地域にとって良い施設であると思うが、取水に直接関係ない施設であるといった意見があ

りました。

達成度については、魚が遡上しているのを直接見たことがないといった意見がありました。

その他の項目については、地域住民と関係団体の回答は概ね同じような傾向でした。

また、森（洋）委員からの質問では、今回のように回収率が低かった場合や対象とする人数がそもそも少ない場合でも評価精度には議論の余地があるといった意見もありました。

これについては、アンケートの配布は対象世帯へ直接郵送としましたが、回収率が 39%と低い結果となったことから、今後は郵送だけでなく説明会を開催して、その場で回収する方法や関係機関に直接ヒアリングして、詳細に聞き取る方法などの検討もしていきたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

（大橋委員長）

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問等、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（森（洋）委員）

いいですか。

（大橋委員長）

はい、お願いします。

（森（洋）委員）

弘前大学の森です。

分けていただいて、ありがとうございます。

必要度を見ると、関係団体の方々が「どちらともいえない」という回答をしています。通常こういう場合、地域住民のほうが「どちらともいえない」と回答する傾向が強いのではないかと思います。結局、この「どちらともいえない」というグレーな回答には認識の差があって、地域住民にとっては、本当にどちらともはっきり分からない状態。一方、関係団体は、ある程度分かっている上で「どちらともいえない」と答えているように感じます。

例えば、施設が水を扱うものかどうかといった専門的な問題が関係するのではないのでしょうか。

この「どちらともいえない」という回答について考えると、そういった認識の違いがかなりあるのではないかと思います。

おそらく道路のような一般的なインフラであれば、地域住民も関係団体もその有効性や

必要性について共通の認識を持ち、協議がしやすいのだと思います。しかし、魚道のように専門性が高く、特定の学科でしか学ばないような施設や構造物になると、「良いか悪いか」といった明確な認識が一般住民にはあまりないのかもしれませんが。

特に今回、専門性を持つ関係団体が「どちらともいえない」と回答していることは、プラスかマイナスかはさておき、「判断できない」という立場を示しているという点で興味深いなと思いました。

以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

その他、委員の皆様から御意見、御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、漁港漁場整備課からお願いいたします。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課の坂本と申します。

データR7-2をお願いいたします。

事業概要を御説明いたします。

事業種別は、水産基盤整備事業

事業名が、水産流通基盤整備事業、地区は八戸になります。

事業主体、管理主体、共に青森県で、八戸漁港を整備した事業になります。

事業の背景・必要性ですが、日本有数の漁獲量と金額を誇る八戸港において、大型漁船に対応するための岸壁の大水深化や泊地浚渫を行うことによって、陸揚げ作業などの効率化と漁船の安全な係留を目指したものです。

また、事業期間中に東日本大震災が発生したために、漁港の防災・減災対策の強化として、岸壁の耐震化も実施いたしました。

主な事業内容は、写真と図面で御説明いたします。

2ページを御覧ください。

八戸港は、八戸港の港湾区域の中にありまして、赤で囲まれた範囲内が漁港となっております。

全部で4地区ございまして、左側から小中野地区、館鼻地区、鮫地区、恵比寿浜地区となっております。

3ページを御覧ください。

赤で着色している部分が今回の事業で整備した箇所です。

小中野地区では、5m岸壁の耐震化や泊地浚渫などを実施しました。

4ページを御覧ください。

館鼻地区では、6 m岩壁の耐震化、橋梁の耐震化、道路や岩壁の補修などを実施いたしました。

5 ページを御覧ください。

鮫地区では、6 m岸壁の耐震化、大水深化や泊地浚渫などを実施いたしました。

6 ページを御覧ください。

恵比寿浜地区では、用地舗装を実施いたしました。

7 ページを御覧ください。

想定した事業効果ですが、水産物生産コストの削減効果や漁獲機会の増大効果など5項目です。

事業期間は、平成14年度から令和2年度まで、平成24年度と平成29年度に再評価を実施しております。

再評価時の附帯意見はございませんでした。

実績事業費は、99億9,900万円です。

8 ページを御覧ください。

特記事項ですが、東日本大震災の復旧工事により事業の進捗が遅れたことや新たな耐震化などが必要になったことにより、当初計画と比べて事業期間が長く、事業費も増額となりました。

費用便益分析の算定基礎となった要因の変化ですが、平成29年度再評価時に比べ、漁船数や漁獲量などが減少しております。

金銭価値化が可能な効果は、想定した事業効果と同じ5項目です。

9 ページを御覧ください。

事業効果の発現状況です。

アンケート調査は、関係する3漁協の組合員334人を対象に配布し、64名から回答が出ております。

事業の必要度については、「必要であった」「おおむね必要であった」の回答が77%で、「あまり必要なかった」「必要なかった」との回答はございませんでした。

事業の目的の達成度については、「達成された」「おおむね達成された」との回答が62%で、「達成されていない」との回答はございませんでした。

10 ページを御覧ください。

その他の効果については、「効果があった」との回答が34%で、「効果がなかった」との回答はございませんでした。

費用便益比は記載のとおりです。

11 ページを御覧ください。

施設の管理状況について、「適切」「おおむね適切」との回答が68%で「あまり適切でない」「適切でない」との回答はございませんでした。

12 ページを御覧ください。

整備した施設の改善点について、「改善点がある」との回答は13%で「改善点はない」との回答が15%でした。

最後の事後評価の必要性についてですが、事業効果の発現状況のとおり、事業目的は達成されているものと判断し、再度の評価は必要ないものと考えております。

13 ページを御覧ください。

今後に向けた留意点です。

同種事業の計画・調査の在り方については、漁港整備による効果は十分に発現しており、漁業者も効果を認識していただいていることから、これまでと同じ計画算定手法で良いものと考えております。

評価手法の見直しについては、水産庁のガイドラインに基づき適切に実施・評価していることから、手法の見直しの必要性はないものと考えております。

同種事業の内容・手法等の在り方については、アンケートの結果から、事業目的が達成されているものと判断しており、これまでと同じ事業内容や手法でよいものと考えております。

調書の内容は以上になりますが、事前に加藤委員から御質問をいただいております。

事前質問回答の4ページ目をご覧ください。

事後評価時の維持管理費が平成29年と比較して大幅に減っているのはなぜか。という御質問です。

これにつきましては、平成29年再評価は、事業実施中であり、新たに整備される施設の維持管理費を具体的に把握できなかったことから、平成24年の再評価時と同じ、総事業費の0.8%を年間維持管理費と仮定して年間約7,800万円と算出していました。

今回の事後評価では、令和2年から令和6年の直近5か年の維持管理費の実績をもとに、年間約600万円としております。

これにより、維持管理費が22億3,300万円から4億4,800万円に大幅に減っております。

説明は以上になります。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、都市計画課からお願いいたします。

(都市計画課)

都市計画課の福原と申します。

西滝新城線 石江工区について御説明させていただきます。

1ページ中段の写真を御覧ください。

整備前の状況写真でございます。

整備前は従来から交通量が多く、東北新幹線新青森駅の開業に伴い、一層の交通渋滞が予想される地域でございました。

また、近隣、小中学校、高等学校の主要な通学路になっていますが、これも非常に狭い状況でございましたことから、交通渋滞の解消、歩行者などを含めた交通の安全性確保のため、計画延長 1,355m 区間について、道路及び歩道の拡幅を行い、令和元年度に事業を完了したものです。

2 ページの下段を御覧ください。

当初計画時の事業期間でございますが、平成 19 年度から平成 25 年度まで、事業費は約 30 億円としておりましたが、4 回の計画変更を経て、最終実績としまして、事業期間は令和 2 年度まで、事業費は 42 億 6,300 万円でございます。

再評価において、附帯意見はございませんでした。

総事業費は、電線共同溝整備費用の追加と用地補償費の精査により増額となったものです。

続いて、3 ページを御覧ください。

事業効果の発現状況に関しましては、必要度についてはアンケートの結果、8 割ほどの方に認められる意見をいただいております。

具体的には、「道路や歩道の拡幅によって交通の流れがスムーズになり、車、歩行者の安全性が高まった」といった意見をいただきました。

続いて、4 ページを御覧ください。

達成度についても 8 割ほどの方に認められる意見をいただきました。

具体的には、「道路整備によって車道と歩道の分離が進み安全性が向上した」「通学児童や通勤者、自転車の利用者にとって安心して通行できるようになった」といった御意見をいただいております。

続いて、5 ページを御覧ください。

参考としまして、費用便益比を記載しております。

前回、再評価時の B/C、1.2 に対し、事後評価では 0.8、修正の B/C は前回 1.72 であったものに対して 1.12 という結果でございます。

単純な事業費が前回と今回でほぼ差がないものの、事業費を現在価値化した総費用については、前回から約 30 億円増額となっております。

6 ページを御覧ください。

整備後の施設の管理状況についてです。

アンケートの結果、約 6 割の方に認められる意見をいただいております。

具体的には、「道路や歩道が整備され管理も行き届いている」などの意見をいただいております。

7 ページを御覧ください。

改善措置の必要性については、約2割の方から「改善点がある」という意見をいただき、具体的には、「渋滞が解消されていない」などの意見をいただきました。

現在、石江工区に隣接する新城1工区及び新城2工区で事業を進めていることから、渋滞解消に向けて円滑な事業遂行に努めていくこととしております。

続いて、再度の事後評価の必要性については、事業効果の発現状況から、事業目的は達成されているものと判断できるため、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点のうち、同種事業の計画・調査の在り方については、用地難航で事業期間を延伸していることから、計画にあたっては沿線住民との合意形成の方法などを考慮したうえで、早期に事業効果が発現できる計画とする必要があると考えております。

事業評価手法の見直しについては、本事業は、国土交通省及び県道路課のマニュアルに基づき、費用便益比を算出していることから見直しは必要ないものと考えております。

次にいただきております事前質問について回答させていただきます。

加藤委員と南委員より、便益がマイナスになったことについて御質問いただきありがとうございますので、ここで併せて回答させていただきたいと思っております。

7ページを御覧ください。

走行経費減少便益については、マニュアルの改定により原単位が上昇したことにより、走行経費が高く算出されたことから、便益が減少しております。

交通事故減少便益については、当該路線については整備なしより整備ありの交通量が多く、損出額が高く算出されることから便益が減少しております。

戻りまして、6ページを御覧ください。

鈴木委員より、総費用の内訳と増額経費について御質問をいただきありがとうございます。

このことについては、総費用が改築費と維持管理費を現在価値化して合計しているもので、内訳としては記載のとおりとなっております。

説明文につきましては、評価の基準年が平成18年度から令和7年度、後年にスライドすることにより、基準年である令和7年度より前の年度の事業費にかかる社会的割引率の補正が年度ごとに大きくなるというものでございます。

最後に事前質問の8ページを御覧ください。

弘前大学の森（洋）委員からいただいた質問については、今回のアンケート結果では、概ね回答の傾向に差異がなかったことから、分けた場合での考察は行っておりませんでした。今後、回答の傾向が異なる場合は、御意見を参考にして対応して参りたいと考えております。

都市計画課からは以上です。

（大橋委員長）

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問等ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして、事後評価の審議が終わりました。

続きまして、議事（３）「事後評価に関する意見書とりまとめ」です。

青森県公共事業事後評価に関する意見案を御覧ください。

１枚目が意見書の表紙となっています。

そして、２枚目が目次になります。

３枚目と４枚目、ページ番号としては、１ページと２ページと記載がございますけれども、事後評価対象３事業の選定理由、県の評価結果の概要、個別事業に係る委員会意見になります。

３件の事後評価について、それぞれ御意見等ございましたけれども、最終的に委員会意見としてのコメントを付けるかどうか。付けるとすれば、どのような内容にするかを整理いたします。

委員の皆様から御意見等、ございますか。

特に附帯意見等はなしでよろしいでしょうか。

それでは、３事業全て県の評価結果については異論がないとし、特にコメントは付けないことといたします。

最後のページは、再評価の意見書と同様、今年度の審議経過等を記載しています。

何か御質問、御意見等ございますか。

特に御意見等ないようですので、原案のとおり、事後評価に関する意見書を決定したいと思えます。

ありがとうございます。

それでは、再評価の意見書と同様に委員の皆様には、最終形の意見書をお送りして内容を御確認いただいたうえで１１月１７日に私と高瀬委員から知事に意見書を提出いたします。

続きまして、議事（４）「令和８年度事後評価対象事業の選定」に入ります。

まずは、選定の考え方等について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、令和３年度完了事業一覧を御覧ください。

こちらの一覧は、令和３年度に完了し、令和８年度に事業完了から５年目となる事業を記載しております。全部で３５事業となっております。

このうち、資料の右肩部分に記載している、事後評価を実施する事業を選定する際の選定基準に合致する部分が濃い黄色の部分となります。

なお、再評価時に附帯意見を付された箇所は、全て対象となりますが、令和３年度完了事業においては、対象となる事業はありませんでした。

それ以外の選定基準といたしましては、

１、再評価を実施したもの

2、事業費や事業期間について、計画と実績の差が大きいもの

3、その他の理由があるもの

例えば、事業費が大きく、同種事業のモデルとなるような事業などです。

これら1から3に該当する事業が多くある場合は、各課2事業までとしておりますので、各課が最終的に選定候補としたものが薄い黄色を着色している事業となります。

この薄い黄色を着色した選定候補を一覧表にまとめたものが令和8年度選定候補一覧の5事業となります。

また、箇所ごとに具体的な事業内容を記載しているのが、公共事業事後評価選定候補調書（5事業）のデータです。

調書の内容につきましては、担当課から御説明いたします。

事務局からは以上です。

（大橋委員長）

ありがとうございました。

それでは、担当課から順番に説明をお願いいたします。

（林政課）

農林水産部林政課の熊木と申します。

整理番号R8-1について説明させていただきます。

事業種別は、治山事業の奥地保安林保全緊急対策事業、地区としましては、平内町の西松倉沢地区です。

事業の背景・必要性としましては、当該地区は2級河川清水川の上流に位置し、水源の確保上重要な水源地であることから、荒廃森林が確認されたことから、治山事業による森林整備を実施し、回復を図っております。

主な事業内容としましては、森林整備76.06haになります。

次のページに移りまして、事業の内容につきまして、

事業費は当初事業費が1億4,000万円、事業期間が平成25年から平成28年の計画でありました。

事業後は最終事業費、2億1,000万、事業期間が平成25年から令和3年度までの実施となっております。

事業計画の変更について、特記事項になりますけども、計画地において、森林整備調査を行った結果、当初予定本数を大きく上回り確認された。このため、伐採等に係る経費の増となり、事業期間の変更を行ったものであります。

以上になります。

（農村整備課）

農村整備課の小笠原と申します。

整理番号R 8 - 19 番を御覧ください。

事業概要についてですが、事業種別は農業農村整備事業、事業名は通作条件整備事業です。

事業主体は青森県、管理主体は南部町です。

地区名は南部町、市町村は南部町となっております。

事業方法は交付金事業、財源・負担区分は国 50%、県 37%、市町村が 13%となっております。

次に事業の背景・必要性です。

本地区は、路面の劣化により亀甲状のクラックが発生し、農作物輸送時の荷痛み被害のほか、農耕車両や一般車両の走行時の安全確保に支障をきたしておりました。路面補修や安全巡視等の維持管理に多大な必要と労力を要しておりました。そのため、保全対策を実施して、農業機能を回復することで、農業経営の向上及び農業施設の長寿命化を図るものであります。

事業内容は、路線改良 8,656.5m となります。

次のページに位置図がございますが、南部町の東側、八戸市側から西側、三戸町まで伸びる予定となっております。

次のページに想定した事業効果がございますが、金銭価値化が可能な効果としまして、品質向上効果、維持管理費節減効果、営農に係る走行経費節減効果、一般交通等経費節減効果となっております。

事業評価時の平成 23 年度は、事業期間は平成 24 年度から平成 29 年度まで。総事業費は約 5 千万円でした。

事業評価時の令和 8 年度では、最終実績として、事業期間は平成 24 年度から令和 3 年度、総事業費は 6 億 7,200 万円となっております。

計画変更につきましては、平成 26 年度に実施しておりました、事業期間は平成 24 年度から平成 32 年度、総事業費は 5 億 9,600 万円となっております。

最後に特記事項につきましては、計画変更の理由となります。

路面の劣化状況の詳細な調査、路面性状調査を実施した結果、路面改良が必要な延長が増となったため、事業量及び事業費等の変更を行ったものです。

説明は以上になります。

(農村整備課)

農村整備課の藤本と申します。

整理番号R 8 - 25 をお願いします。

まず、事業概要について、事業種別は農業農村整備事業、事業名はため池等整備事業になります。

事業主体は、青森県、管理主体は太郎須田水利組合となります。

地区名は、太郎須田で横浜町となります。

事業方法については、国庫補助事業になります。

事業の背景・必要性ですが、本ため池は、堤体の老朽化により漏水が確認され、また、洪水吐は能力不足の状況にあります。そのため、決壊の危険性が高いことから、農地・農業用施設をはじめ、人家や公共施設への被害を未然に防止するため、本事業で改修を行うものです。

事業内容については、ため池工一式となりますけれども、堤体や洪水吐の改修を行っております。

次のページに想定した事業効果がございますけれども、作物生産性効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、災害防止効果、国産農産物安定供給効果となっております。

事業の実施経過についてですけれども、事業着手が平成 28 年度、工事着手が平成 29 年度、事業完了は令和 3 年度となっております。

事前評価時は平成 27 年度、事業期間は平成 28 年度から平成 31 年度までということで、総事業費 1 億 9,500 万円でした。

事後評価時の令和 8 年度では、最終実績として、事業期間平成 28 年度から令和 3 年度、総事業費は 3 億 2,400 万円となっております。

計画変更については、平成 29 年度に実施しております、事業期間は、平成 24 年度から令和 2 年度、総事業費は 2 億 8,200 万円となっております。

特記事項に計画変更の理由となりますけれども、既設底樋について詳細に調査した結果、現場打ちコンクリートの底樋の継目から侵入水が確認されるなど、想定以上の老朽化が認められたため、底樋の改修を追加したものになります。

説明は以上となります。

(港湾空港課)

港湾空港課です。

整理番号 R 8 - 34、事業種別が海浜・水質浄化施設整備事業、事業名は青森港本港地区海浜・水質浄化施設整備事業です。

事業主体、管理主体とも青森県、地区名は、青森港本港地区、市町村名は青森市です。

交付金事業で国が 50%、県 40%、市町村負担 10%という事業です。

こちら、青森駅の目の前で、ワ・ラッセや A ファクトリーといった観光施設が充実している地区に砂浜、海浜を整備するものでございます。

こちら、地形的に青函連絡船のかつて発着場として使われていたこともあり、入江構造、でビーチが放物線の焦点になるような構造になっておりまして、非常にごみが漂着するというような状況でございました。こちらに海浜を整備いたしまして、整備して漂着ごみは更に増える。そういった漂着物を除去することを目的とした事業でございます。

構造ですけれども、砂浜が 7,300 m<sup>2</sup>、その前面に砂を留める潜堤を整備してございます。

金銭価値化が可能な効果ですけど、まず、交流機会の増加便益でございます。こちらは、観光客が沢山来るわけでございます。それから、イベント等も開催されることで、交流機会が増加するというのを金銭価値化して利用価値を算出します。

それからもう1つが、生態系エリアで自然環境を保全効果ということで、こちら、砂浜を整備することによって、あまもができ、魚類、例えば、イワシとかアイナメ、カワハギなど生物多様性の創出という自然環境の効果というものも算出してございます。

事業着手が平成27年で、当初、3億円としておりましたが、実は、まだ設計がない金額でして、こちらを計画変更後は、設計が正式にできた時点で事業費を精査した結果、潜堤等の構造を変更することになりまして、その結果、金額が7億円まで増加したということでございます。

R3年度に事業が完了してございます。

以上です。

(建築住宅課)

建築住宅課の佐藤と申します。

整理番号R8-35について説明させていただきます。

事業種別は住宅整備事業、事業名としては公営住宅等整備事業(建替)となっております。

事業主体及び管理主体は青森県、地区名は青森市の小柳地区となっております。

国庫補助事業でございまして、国50%、県50%の負担となっております。

事業の背景・必要性ですけれども、昭和47年度から49年度にかけて建設されてございまして、老朽化が著しく、バリアフリー化への未対応など、現行の公営住宅整備基準への不適合が多くございました。

加えまして、住戸面積も42㎡から48㎡と狭小であり、世帯人数によりましては、最低居住面積水準を満たさないということで改善が必要となりましたけれども、エレベーター等の設置に多額の経費を要するというので、バリアフリー化を含む改善が困難な状況でございました。

以上のことから、青森県県営住宅等長寿命化計画におきまして、建て替えにより居住水準等の向上を図る事業ということで位置付けまして、平成24年度から着手してございます。

主な事業内容の欄を御覧ください。

既存の小柳団地12棟、288戸を解体いたしまして、鉄筋コンクリート造の9階建ての建物を1棟、7階建ての建物を3棟、合計して4棟、304戸の建物を建設してございます。

事業概要図の欄を御覧ください。

ちょっと図が小さくて恐縮ですけれども、位置としては青森市の東部、青い森鉄道小柳駅の北側に位置しております。

右下の写真ですが、左側の手前から4号棟、3号棟、2号棟と写っておりまして、道路を

挟み右側が1号棟という配置になっております。

調書の2ページに戻ります。

想定した事業効果ですけれども、金銭価値化が可能な効果として、同じく青森市にある桜川団地の1棟と戸山団地の13棟を廃止し、こちらの小柳団地に集約したということで、それらの減少した管理戸数、約284戸分の修繕費及び管理事業費等の削減というところで想定しております。

また、その他の効果としては、耐震化による安全性確保ですとか、バリアフリー化による高齢者等にも利用しやすい住まいの整備ということで考えてございます。

事業期間ですけれども、平成22年度の事前評価の時点では、事業期間を平成24年度から令和2年度までとし、総事業費を約65億円としておりました。

令和元年度に再評価を実施いたしておりますが、その際、建設業における人手不足及び労務費の高騰の影響を受けまして、計画を変更させていただきまして、事業完了を令和3年度に1年延ばしまして、総事業費も約78億円ということで変更いたしております。

最終的には、令和3年度に事業が完了しましたが、総事業費としては、約75億円となっております。

説明は以上です。

(大橋委員長)

選定方法の御説明、どうもありがとうございました。

ただ今の説明を踏まえまして、令和8年度の事後評価対象事業を選定したいと思います。

選定にあたりましては、利用者へのアンケート調査を実施することや、審査に要する時間等を考慮し、これまでと同様に最大で3件程度を選定したいと考えておりますけれども、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、最大3件程度の選定ということで進めさせていただきます。

なお、選定にあたりましては、事業や担当課に偏りがないように全体的なバランスにも配慮したいと思います。

参考までに、本日前半で議論がございましたけれども、今年度の評価対象事業としましては、農林整備課の事業と漁港漁場整備課の事業、都市計画課の事業、3件が選定されております。

担当課からの説明について、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

(南委員)

八戸高専の南ですが、質問、よろしいでしょうか。

(大橋委員長)

すみません、石田委員から先に御質問お願いいたします。

(石田委員)

弘前大学の石田です。

最初の整理番号R 8 - 1の治山事業ですけれども、1点、質問させていただきたいです。

規模変更の理由で、森林整備を実施するための森林調査を行った結果、伐採対象木が当初予定本数を大きく上回り確認されたと書かれています。これは、最初の伐採対象木の予定本数は、どういう基準で得られていますでしょうか。何か規則みたいなものがある、調査を行い、最初はその調査を元に計画を立て、その後で詳細調査をやったら予定本数を大きく上回った、そういうことでしょうか。

(林政課)

林政課の熊木と申します。お答えします。

当時は、現地を担当者が確認しておりまして、森林の光の状況等を勘案して計画を立てておりましたが、実際、実施に当たって詳細な調査をして、その光度及び樹木の本数を調査した結果、適正にやるためのものになっておりました。

当初は、担当レベルの目視によるものがメインでありまして、実施に当たって、詳細な調査した結果、このようなものになっております。

以上になります。

(石田委員)

費用は、多分、伐採後の本数で決まると思いますので、その辺のところ、きちんと把握するというような調査が必要であるかなと思います。

以上です。

(林政課)

ありがとうございます。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

それでは、南委員、お願いします。

(南委員)

ありがとうございます。

番号R 8 - 34、港湾空港課の説明でちょっと2つ質問があります。

1つは、これ、覆砂をしておりますが、この砂は、どこから持ってきたのでしょうか。というのが1点目です。

2点目は、この事業を始めるきっかけとなったのは漂着ごみや水質低下への対応とのことですが、事業完了後の漂着ごみの状況について教えてください。漂着ごみは無くなったのか、まだ存在している場合はどのように対処しているのでしょうか。

(港湾空港課)

港湾空港課です。2つの質問に答えさせていただきます。

表面の覆砂につきましては、近くにございます新城川、凄く良質で、売り物になるくらい良い砂ですが、そちらをこのビーチの覆砂として利用してございます。

それから、ビーチ、整備したことによるごみの付き具合ですが、漂着ごみそのものは、もちろんあります。ただ、それを維持管理によって綺麗に、要は、今までは海場だったので、拾うこともできないという状態だったものが、それを、砂に漂着してくれることによって、維持管理をすることによって、ごみが除去される。それで水質浄化を図るようになってございます。

以上です。

(南委員)

どうもありがとうございました。

以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

この他、委員の皆様から御質問等ありますでしょうか。

はい、お願いいたします。

(武田委員)

R 8 - 35 に関して御質問いたします。

住宅面積が 42 m<sup>2</sup>から 48 m<sup>2</sup>で狭小だったということで建て替えになったようですが。その後、建て替え後は何m<sup>2</sup>ぐらいになったのでしょうか。

(建築住宅課)

建築住宅課です。お答えいたします。

ちょっと手元に資料がないのですが、間取りとしては3LDKになりまして、大体78m<sup>2</sup>前後ということで整備してございます。

以上です。

(大橋委員長)

よろしかったでしょうか。

ありがとうございました。

この他、委員の皆様から御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、この中から3件を選定したいと考えております。

選定について、委員の皆様から御意見等ございませんか。

どの施設を対象にすべきか、事業名とかで構いません。

お願いします。

(樺委員)

樺です。

意見ということではないですが、事業規模でいうと、最後ですかね、R8-35が多分、桁が1つ大きいので、ここら辺は、やはり再評価を進めるうえで選定した方がよろしいかと思えます。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

この他、御意見等ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、私の方から、樺委員からの御意見も踏まえまして、御提案です。

最初に申し上げましたように、選定にあたりましては、事業や担当者に偏りがないように、全体的なバランスにも配慮したいということで、只今担当課から説明がありました5つの事業の中で、農村整備課の事業が2件ございましたけれど、これについては、今年度の事後評価の中で取り上げられた同課の事業がございますので、私の方からは、今年度、選定がない林政課の1番の事業と34番の港湾空港課、そして先ほど樺委員からも御指摘がございましたけれども、35番の建築住宅課の事業の3件を提案したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、来年度の事後評価の対応事業といたしましては、番号1番、34番、35番の3件で決定いたします。

最後に事後評価の調書の記載内容等につきまして、ここはもう少し詳しく記載してはどうか。また、こういった点を加えてはどうかなど、更なる改善の必要性等について、皆様の御意見をお聞かせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

お願いいたします。

(権委員)

各事業で特記事項のところで、労務費の高騰を受けましたとか、そういう資材高騰とかっていう理由があったと思います。その単価といいますか、どれぐらい上がっているのかというのは、ちょっと議論する必要があるのかなというふうに思っています。

これは、実際問題、そういう資材高騰、人手不足、労務費の高騰によって、再開発が中止になっている地区というのは、ここ1、2年、特に増えている印象がありまして、青森県においては、まだそう影響がないのかなという気がしていますが、そこら辺の事業費が増えた、もし分かるのであれば、ある程度、もう少し詳しいデータを出していただければと思います。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

この他、御意見等ございますか。

お願いいたします。

(森(洋)委員)

弘前大学の森です。

今日、明日、どうにかしろという問題ではなくて、私もこの委員会、7年ぐらい関わらせてもらってしまして、評価の対象として、まずはB/Cとアンケートがあります。この2つでやっていますが。今回も事業の達成状況も、そういうものを前提に出しているのですが。例えば、他の県というのは、どういうふうに、同じようにアンケートとB/Cの2つでやっているものですか。

何が言いたいかという、5年後の話なので、効果の発現というのは、そんなにないわけですね。経済的効果、文化的効果とか、観光、教育とか、何となくそういうものも本当は入れた方がいい気がしている。そういうことではなくて、B/Cとアンケートだっていうのが、どうも、何年か参加させてもらって、その辺にちょっと違和感があって、ずっと。今、言っただけでいいかどうか分からないですけど。少しその辺を考えてもらった方がいいような気がするのですが。

他の県はどうやっているのですか。やっぱり同じような感じですか。アンケート、やっていますよね。

(事務局)

事後評価自体をやっていないところもありますので、事務局でまとめて後日提示いたします。おっしゃるとおり、国ではバックデータ、魚の種類が何種類増えたなど、調査を行いますので、そういう可視化できるデータがあると良いということですか。

(森(洋) 委員)

そうですね。もう少し何とかしないと、この2つでずっとやっているというのが、停滞して、今後説明ができないんじゃないかなっていうふうに個人的に思っています。

(事務局)

御意見を参考にさせていただいて、事務局でも少し検討させていただきます。

(森(洋) 委員)

そうしてもらえるとありがたいです。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

その他、御意見等ございますか。

私から1点ですけども。

これから、先ほど、御発言いただいたアンケート調査等を検証すると思えますけれども。今日の前半部分で議論がございましたが、アンケートの対象者の方に十分な情報提供を是非お願いしたいということ。

あとは、質問をする時に情報提供がどれくらいかっていうことに依存するかもしれませんが、そこの中で質問の意図がきちんと相手に伝わるように工夫していただければと思います。先ほど、一般の市民の方とか住民の方に聴く質問、同じ質問を聴いて回答したものと、関係者に質問して回答したものって、おそらく解釈が変わってきたりすることございますので、その点にも配慮していただけたらと思います。

特に、おそらく予想されるものとして、例えばですが、今回、選定された35番とかですと、お住まいの方とかに質問されると思うんですけど。事業の説明としては、例えば、バリアフリー化であったり、あるいは耐震補強であったり、あるいは居住空間の改善とか、そういった住宅の機能とか性能とか、そういった特徴とか特性とかについてアンケートをされるかと思うんですけども。

多分、そういった事前説明とかをせずに質問してしまうと、普段の生活の中で苦情みたいな、そういったものが入ってしまって、本来のこうしたアンケートによる評価という趣旨と違ったものが得られると思いますので、そのあたり、それぞれによって、配慮されるものが異なるとは思いますが、有益な議論を進めていくためには、御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(森委員)

いいですか。

(大橋委員長)

お願いします。

(森委員)

もちろん、住民に説明するのはいいと思います。住民に丁寧な説明はやるべきだし。

私が危惧しているのは、関係者の認識があまりにもないんじゃないかと。むしろ、住民というよりも、関係者にもう1回啓蒙したり、説明するべきなような。誰に対してアンケートを取るか知らないんですけど。関係者自体の認識が住民より低いような気が段々と感じていて、その結果、住民の結果と関係者の結果が逆転している感じがして、そういうようなことが出てきそうな気もするので、その辺も配慮してもらえると。

実際、どういうふうにアンケートしているか、分かりませんが。関係者の人たちに対しての認識も低いところが、特に港湾・空港とか、あまり馴染みのないような施設、ため池もそうなのかもしれないんですけど。そういうものに対して少し配慮しないと、アンケートがアンケートになっていないみたいな気がするので、その辺を考慮してもらえたらと。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

その他、何か委員の皆様からございますか。

よろしいでしょうか。

(建築住宅課)

すみません。

建築住宅課でございます。

先ほどの武田委員が質問された回答で訂正させていただきたいと思います。申し訳ございません。

先ほど、3LDKで78㎡という回答をさせていただきましたが、今、確認したところ、3LDKの面積が71.2㎡でございました。

その他、コミュニティミックスということで、一人暮らし用の1LDKですとか、2LDKの間取りについても、併せて整備しているところでございます。

失礼いたしました。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

その他、何かございますか。

それでは、以上で本日の予定は全て終了いたしました。

事務局に進行をお返しいたします。

(事務局)

それでは、事務局から事務連絡がございます。

本日の会議資料、お送りした調書等のデータ、議事録につきましては、事務局である総合政策課において縦覧に供するとともに、県のホームページにおいても公表いたしますので、よろしく願いいたします。

(司会)

それでは、これをもちまして、第2回委員会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。